

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、随時監査（工事監査）を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

平成27年3月3日

徳島市監査委員	久米川 文 男
同	工 藤 誠 介
同	武 知 浩 之
同	齋 藤 智 彦

工 事 監 査 結 果 報 告 書

第1 監査の対象

1 監査の対象工事

監査の対象工事は、平成26年9月1日現在で施工中の工事で、かつ、契約金額が1,000万円以上で、工事現場の現地調査時における計画進捗率が30～80%の工事の中から、次の工事を選定した。

工 事 名 沖洲小学校増改築工事

工事所管 教育委員会 総務課

契約金額 当初 1,993,680,000円

変更 2,077,660,800円

工 期 平成26年3月21日から平成27年11月30日まで

現地調査時点の計画進捗率 約35%

2 監査対象工事の概要

(1) 事業目的

沖洲小学校の校舎については、北校舎が昭和31年～昭和33年、南校舎が昭和45年～昭和47年に建築され、老朽化が著しいことに加え、I s値が0.34～0.40と耐震性能が十分でない状況である。

屋内運動場についても昭和39年に建設され、面積が435㎡と児童数による国の基準面積(1,215㎡)の半分に満たない狭隘な建物であることから、校舎・屋内運動場の一体整備を実施することで、教育環境を整える。

あわせて、同校は高確率で発生が予想されている東南海・南海地震における津波に対する避難困難地域に立地しているが、周辺に津波避難ビルの数が少ないことから、一時避難場所としての役割を期待されている。そこで、津波対策として十分な高さを確保し、近隣住民に対する防災環境づくりにも努めるものである。

(2) 工事場所

徳島市南沖洲二丁目2番4号

(3) 工事内容

建築工事（校舎、屋内運動場、渡り廊下）、エレベーター工事、外構工事（舗装、排水溝など）

第2 監査の実施期間

平成27年1月26日から同年2月26日まで

第3 監査の方法

監査対象工事について、その計画、設計、積算、施工状況、施工管理等が、適切かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、契約関係書類及び設計図書等の提出を求め調査するとともに、工事現場の施工状況調査を行った。

なお、工事技術に関する専門的知識を補完するため、公益社団法人大阪技術振興協会に関係書類調査及び現場施工状況調査を委託し、監査の参考とした。

第4 監査の結果

監査の結果、工事はおおむね適正に執行されていた。

なお、一部改善等を要する事項については、口頭により指導を行った。